

## 新型コロナウイルスのワクチン接種と海外渡航について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年6月22日)

この度は、新型コロナウイルスワクチン接種と海外渡航について伺いたく、意見箱に投書させていただきました。

1. 来月から始まるワクチンの学内接種に関連して、2回接種が完了した学生の、外務省の感染症危険情報レベル2以上の地域への研究を目的とした海外渡航が許可されるのか大学としての見解をご教示いただけますと幸いです。

現在、京都大学全体で、渡航先の地域が外務省の感染症危険情報レベル2以上の場合、学生の海外渡航はできない状態だと把握しております。

しかし、研究上不可欠なフィールドワークを延期せざるを得ない状況によって卒業が遅れるなど、学生にとっては甚大な影響がでております。(例えば、卒業が遅れることで授業料や生活費など当初予定になかった費用が発生しています。)

当然ながら、変異株の存在もあり、ワクチン接種が安全に直結するとまでは考えておりません。ワクチン接種の完了を条件に、感染症危険情報レベル2の地域への渡航が許可されることは、データが思うように集まらず先行きの見えない状況において、一筋の光となる可能性があります。

ワクチン接種完了による感染症危険情報レベル2以上の地域に対する、海外渡航制限の緩和について、ご回答いただけますと幸いです。

【回答】(回答日:2021年7月2日)

(回答部署:教育推進・学生支援部国際教育交流課)

いただいたご質問に記載されているとおり、現在本学では、外務省感染症危険情報レベル2の国・地域への学生の渡航は原則不可、レベル3の国・地域への学生の渡航は不可という基準に基づき、各部署長が海外渡航の可否について決定しております。そのため、研究を目的とした渡航の可否判断については、所属部局の教務担当へお問い合わせください。

なお、大学間学生交流協定に基づく派遣留学については、新型コロナウイルス感染症をめぐる諸般の情勢変化を勘案し、外務省感染症危険情報がレベル2または3(レベル3の場合は派遣期間9か月以上、2021年7月1日以降の渡航予定が対象)の国・地域について、渡航の必要性和渡航可とする相当な理由・状況があると認められた場合に限り、例外的に渡航を認める緩和措置を実施しています。渡航を認める条件を独自に設定していますが、ワクチン接種については接種完了を条件とせず、推奨にとどめています。